

現行	改正後（案）
<p>第8条 建築局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>（総務部、企画部及び住宅部省略）</p> <p>建築監察部 （法務課省略） 違反对策課 （第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく住宅地造成事業及び<u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事</u>の違反是正指導及び措置に関すること（宅地審査部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>（第4号から第7号まで省略）</p> <p>(8) 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令（建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。）並びに都市計画法第81条第1項及び<u>宅地造成等規制法第14条第4項</u>に基づく緊急工事施行停止命令（宅地審査部の主管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>（建築指導部省略）</p> <p>宅地審査部 宅地審査課 （第1号から第8号まで省略）</p>	<p>第8条 建築局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>（総務部、企画部及び住宅部省略）</p> <p>建築監察部 （法務課省略） 違反对策課 （第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく住宅地造成事業及び<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この部において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この部において「旧宅地造成等規制法」という。）に基づく宅地造成工事（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成工事を含む。）</u>の違反是正指導及び措置に関すること（宅地審査部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>（第4号から第7号まで省略）</p> <p>(8) 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令（建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。）並びに都市計画法第81条第1項及び<u>旧宅地造成等規制法第14条第4項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）</u>に基づく緊急工事施行停止命令（宅地審査部の主管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>（建築指導部省略）</p> <p>宅地審査部 宅地審査課 （第1号から第8号まで省略）</p>

(9) 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等に関する事。

(以下省略)

(9) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定等に関する事。

(以下省略)

横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

(令和4年3月横浜市規則第26号) 新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>次の各号に掲げる法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、当該各号に定める規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(第1号から第17号まで省略)</p> <p><u>(18) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項及び第5条第1項（第20条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第18条第1項（第23条において準用する場合を含む。） 横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第2条</u></p> <p><u>(19)</u> (本文省略)</p> <p><u>(20)</u> (本文省略)</p> <p><u>(21)</u> (本文省略)</p> <p><u>(22)</u> (本文省略)</p> <p><u>(23)</u> (本文省略)</p>	<p>次の各号に掲げる法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、当該各号に定める規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(第1号から第17号まで省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(18)</u> (本文省略)</p> <p><u>(19)</u> (本文省略)</p> <p><u>(20)</u> (本文省略)</p> <p><u>(21)</u> (本文省略)</p> <p><u>(22)</u> (本文省略)</p>

(旧)

第 15 号様式 (第 14 条第 1 項)

事前協議書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

提出者 事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第 16 条の規定により墓地・納骨堂・火葬場の計画について次のとおり協議をします。

1 墓地・納骨堂・火葬場の所在地等

墓地・納骨堂・火葬場の所在地 (開発事業区域に含まれる地番を全て記入してください。)	
開発事業区域の面積	m ² (うち墓地・納骨堂・火葬場の面積 m ²)

2 墓地・納骨堂・火葬場の区域内の土地の現況

敷地の概要	区域区分	市街化区域／市街化調整区域					
	用途地域	地域	高度地区	外・内 (第 種高度地区)			
	その他の地域地区	都市計画施設					
	建ぺい率	%	容積率	%			
	<u>宅地造成等規制法</u>	<u>規制区域 内・外</u>	風致地区	内 ・ 外			
開発事業の種類	<input type="checkbox"/> ①開発行為 <input type="checkbox"/> ②市街化調整区域における建築物の建築 <input type="checkbox"/> ③宅地造成						
地目別	区 分	宅 地	農 地	山 林	官有地	その他	計
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比 率	%	%	%	%	%	100%

3 土地利用計画の内訳

1 開発の目的及び区画数	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場 (区画)					
2 進入路及び道路計画						
3 流末排水・汚水及び上水道計画						
4 公園及び緑地の計画	公 園		緑 地			
5 消 防 水 利 計 画						
6 公益的施設の計画						
7 駐車場附置台数						
8 着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日			
予定される建築物等	用途	面積	建築面積	m ² (延べ m ²)		
	構造	造 地上 階 地下 階				
利用区分	墓地・納骨堂・火葬場	公共施設用地	公益的施設用地	その他	計	
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
比 率	%	%	%	%	100%	
公共施設	道路	公園緑地	排水施設	貯水施設	その他	計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
比 率	%	%	%	%	%	%
土 量	搬出入量	搬出・入 m ³ (切土 m ³ ・盛土 m ³)				

(A 4)

(新)

第 15 号様式 (第 14 条第 1 項)

事前協議書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

提出者 事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第 16 条の規定により墓地・納骨堂・火葬場の計画について次のとおり協議をします。

1 墓地・納骨堂・火葬場の所在地等

墓地・納骨堂・火葬場の所在地 (開発事業区域に含まれる地番を全て記入してください。)	
開発事業区域の面積	m ² (うち墓地・納骨堂・火葬場の面積 m ²)

2 墓地・納骨堂・火葬場の区域内の土地の現況

敷地の概要	区域区分	市街化区域／市街化調整区域					
	用途地域	地域	高度地区	外・内 (第 種高度地区)			
	その他の地域地区	都市計画施設					
	建ぺい率	%	容積率		%		
	宅地造成工事規制区域	内・外		風致地区		内・外	
開発事業の種類	<input type="checkbox"/> ①開発行為 <input type="checkbox"/> ②市街化調整区域における建築物の建築 <input type="checkbox"/> ③宅地造成						
地目別	区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	100%

3 土地利用計画の内訳

1 開発の目的及び区画数	墓地・納骨堂・火葬場 (区画)					
2 進入路及び道路計画						
3 流末排水・汚水及び上水道計画						
4 公園及び緑地の計画	公園		緑地			
5 消防水利計画						
6 公益的施設の計画						
7 駐車場附置台数						
8 着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日			
予定される建築物等	用途		面積	建築面積	m ² (延べ m ²)	
	構造	造 地上 階 地下 階				
利用区分	墓地・納骨堂・火葬場	公共施設用地	公益的施設用地	その他	計	
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
比率	%	%	%	%	100%	
公共施設	道路	公園緑地	排水施設	貯水施設	その他	計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
比率	%	%	%	%	%	%
土量	搬出入量	搬出・入 m ³ (切土 m ³ ・盛土 m ³)				

(A 4)

現行			改正後（案）		
別表第2（第17条）方法書の提出時期			別表第2（第17条）方法書の提出時期		
対象事業の種類	方法書の提出時期		対象事業の種類	方法書の提出時期	
（1の項から9の項まで省略）			（1の項から9の項まで省略）		
10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)から(3)まで省略） (4) <u>宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議（以下「 <u>宅造法の許可申請又は協議</u> 」という。） （(5)省略）	10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)から(3)まで省略） (4) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議（以下「 <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u> 」という。） （(5)省略）
（11の項及び12の項省略）			（11の項及び12の項省略）		
13 流通業務団地の造成	流通業務団地造成事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u>	13 流通業務団地の造成	流通業務団地造成事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u>
14 土地区画整理事業	土地区画整理事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u>	14 土地区画整理事業	土地区画整理事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u>
15 開発行為に係る事業（前各項に掲げるものを除く。）	開発行為に係る事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u> （(3)省略）	15 開発行為に係る事業（前各項に掲げるものを除く。）	開発行為に係る事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u> （(3)省略）
（以下省略）			（以下省略）		

(旧)

第1号様式(第2条第1項)

優良宅地造成認定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕
電 話

租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ・第63条第3項第7号イ・第68条の69第3項第7号イの規定に基づき、次の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定を受けたいので申請します。

宅地造成の概要	造成区域に含まれる地域の名称		
	造成区域の面積	m ²	
	宅地の用途		
	他の法令による許可、指定、確認等の状況		
※ 受付年月日 及び 受付番号	年 月 日 第 号	※ 手 数 料	

- (注意) 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
2 「他の法令による許可、指定、確認等の状況」の欄には、[宅地造成等規制法による許可](#)、建築基準法による道路の位置指定等の状況を記入してください。
3 ※印の欄は、記入しないでください。

(A4)

(新)

第1号様式(第2条第1項)

優良宅地造成認定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕
電 話

租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ・第63条第3項第7号イ・第68条の69第3項第7号イの規定に基づき、次の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定を受けたいので申請します。

宅地造成の概要	造成区域に含まれる地域の名称		
	造成区域の面積	m ²	
	宅地の用途		
	他の法令による許可、指定、確認等の状況		
※ 受付年月日 及び 受付番号	年 月 日 第 号	※ 手 数 料	

- (注意) 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
2 「他の法令による許可、指定、確認等の状況」の欄には、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」といいます。）による改正前の宅地造成等規制法による許可（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における許可を含みます。）、建築基準法による道路の位置指定等の状況を記入してください。
3 ※印の欄は、記入しないでください。

(A4)

現行	改正後（案）
<p>(道路の位置の指定)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 計画敷地が<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項</u>の許可の申請をし、又は<u>同法第11条</u>の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち当該申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。</p> <p>(第3項及び第4項省略)</p> <p>(擁壁又は防土堤の規模及び構造)</p> <p>第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあつては第1号に、防土堤にあつては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。</p> <p>(第2号省略)</p>	<p>(道路の位置の指定)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 計画敷地が<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)</u>による改正前の<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項及び別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。)</u>第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可の申請をし、又は<u>旧宅地造成等規制法第11条(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)</u>の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち当該申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。</p> <p>(第3項及び第4項省略)</p> <p>(擁壁又は防土堤の規模及び構造)</p> <p>第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあつては第1号に、防土堤にあつては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の</u>宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。</p> <p>(第2号省略)</p>

現行				改正後（案）				
別表第1 申請書に添えるべき図書				別表第1 申請書に添えるべき図書				
	(ア)	(イ)			(ア)	(イ)		
		図書の種類	明示すべき事項			図書の種類	明示すべき事項	
(1)	条例第3条の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)	(略)	条例第3条の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)	
		第18条第1号の規定が適用される建築物	<u>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）</u> 第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図	<u>宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表</u> に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項		第18条第1号の規定が適用される建築物	<u>宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省、国土交通省令第3号）</u> 第1条の規定による改正前の <u>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。）</u> 第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図	<u>旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表</u> に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2)	条例第3条の2の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)	(略)	条例第3条の2の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

		条例第3条の2第2項第3号の規定が適用される建築物	配置図	<u>宅地造成等規制法</u> 第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事(以下「宅地造成工事」という。)により整備されている範囲			条例第3条の2第2項第3号の規定が適用される建築物	配置図	<u>旧宅地造成等規制法</u> 第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事(以下「宅地造成工事」という。)により整備されている範囲
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3)の項から(80)の項まで省略 (以下省略)					(3)の項から(80)の項まで省略 (以下省略)				

(旧)

第20号様式(第21条)

開 発 登 録 簿 調 書

		区名	番号
当初許可	許可年月日	年 月 日	横浜市 指令第 開 号
	許可番号		
承継	許可を受けた者の住所及び氏名		
	承認年月日	年 月 日	横浜市 指令第 開 号
当初許可の内容	承認番号		
	承継人の住所及び氏名		
当初許可の内容	開発許可に含まれる地域の名称及び面積	横浜市 区	面積 m ²
	予定建築物の用途		1 自己用 2 その他
	法第41条第1項の制限の内容		
	法第41条第2項ただし書の内容		
	法第42条第1項ただし書の内容		
	区域・地区等		
	工事施行者の住所及び氏名		
変更許可等	変更許可年月日	年 月 日	横浜市 指令第 変 号
	変更許可番号		
	変更事項		
	変更届届出年月日	年 月 日	
工事完了検査	変更事項		
	検査済証交付	工区名及び工事の種別	
	年 月 日		
引継物件	完了公告第号		
	年 月 日		
引継物件		無・有() () () ()	
宅地造成等規制区域		内 (第 規 号) (許可不要)・外	

(A4)

(新)

第20号様式(第21条)

開 発 登 録 簿 調 書

		区名	番号
当初許可	許可年月日	年 月 日	横浜市 指令第 開 号
	許可番号		
承継	許可を受けた者の住所及び氏名		
	承認年月日	年 月 日	横浜市 指令第 開 号
当初許可の内容	承認番号		
	承継人の住所及び氏名		
当初許可の内容	開発許可に含まれる地域の名称及び面積	横浜市 区	面積 m ²
	予定建築物の用途		1 自己用 2 その他
	法第41条第1項の制限の内容		
	法第41条第2項ただし書の内容		
	法第42条第1項ただし書の内容		
	区域・地区等		
	工事施行者の住所及び氏名		
変更許可等	変更許可年月日	年 月 日	横浜市 指令第 変 号
	変更許可番号		
	変更事項		
	変更届届出年月日	年 月 日	
工事完了検査	変更事項		
	検査済証交付	工区名及び工事の種別	
	年月日		
引継物件	完了公告第号		
	年月日		
引継物件		無・有()()()	
宅地造成工事規制区域		内 (第 規 号) (許可不要)・外	
備 考			

(A4)

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>横浜市宅地造成等規制法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>（身分証明書の様式）</p> <p>第2条 <u>法第6条第1項（法第18条第2項（法第23条において準用する場合を含む。）及び法第20条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）に規定する身分証明書の様式は、第1号様式による。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>旧宅地造成等規制法（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）をいう。以下同じ。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事に係る申請等の手続等及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項に規定する基礎調査については、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「旧政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省、国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「旧省令」という。）並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>（身分証明書の様式）</p> <p>第2条 <u>一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第18条第2項において準用する旧宅地造成等規制法第6条第1項及び宅地造成及び特定盛土等規制法第7条第1項に規定する身分を示す証明書の様式は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式とする。</u></p>

(許可工事廃止の届出)

第5条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）の造成主は、当該工事を廃止しようとするときは、第4号様式による廃止届を市長に提出しなければならない。

(不許可通知書の様式)

第6条 法第10条第2項の規定による不許可の通知は、第5号様式による不許可通知書によって行なう。

(協議の申出)

第7条 法第11条の規定により市長と協議を行おうとする者は、第6号様式による協議申出書の正本及び副本に、省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

(第2項省略)

(工事現場における許可の表示)

第9条 許可工事の工事施行者は、当該工事現場の見やすい場所に、当該工事が法の規定による許可を受けたものであることを、第7号様式による標識によって表示しなければならない。

2 前項の規定は、法第15条第1項又は第2項の規定する工事について準用する。

(第3項省略)

(工事の一部完了検査)

第10条 (第1項及び第2項省略)

(許可工事廃止の届出)

第5条 旧宅地造成等規制法第8条第1項本文（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）の造成主は、当該工事を廃止しようとするときは、第4号様式による廃止届を市長に提出しなければならない。

(不許可通知書の様式)

第6条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定による不許可の通知は、第5号様式による不許可通知書によって行なう。

(協議の申出)

第7条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第11条の規定により市長と協議を行おうとする者は、第6号様式による協議申出書の正本及び副本に、旧省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

(第2項省略)

(工事現場における許可の表示)

第9条 許可工事の工事施行者は、当該工事現場の見やすい場所に、当該工事が旧宅地造成等規制法の規定（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）による許可を受けたものであることを、第7号様式による標識によって表示しなければならない。

2 前項の規定は、旧宅地造成等規制法第15条第1項又は第2項（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定する工事について準用する。

(第3項省略)

(工事の一部完了検査)

第10条 (第1項及び第2項省略)

3 市長は、前項の規定により検査を行った場合において、当該工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、第9号様式による一部完了検査済証を造成主に交付する。

(第4項省略)

(変更の許可申請書の様式等)

第11条 省令第25条に規定する申請書は、第11号様式による変更許可申請書とする。

2 法第12条第3項において準用する法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の許可の通知は、前項の変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(変更の不許可の通知の様式)

第12条 法第12条第3項において準用する法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の不許可の通知は、第12号様式による変更不許可通知書によって行う。

(軽微な変更の届出の様式)

第13条 法第12条第2項に規定する届出は、第13号様式による変更届出書により行わなければならない。

(変更の協議の申出)

第14条 法第12条第3項において準用する法第11条の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、第14号様式による変更協議申出書の正本及び副本に、省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項の規定により検査を行った場合において、当該工事が旧宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、第9号様式による一部完了検査済証を造成主に交付する。

(第4項省略)

(変更の許可申請書の様式等)

第11条 旧省令第25条に規定する申請書は、第11号様式による変更許可申請書とする。

2 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の許可の通知は、前項の変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(変更の不許可の通知の様式)

第12条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の不許可の通知は、第12号様式による変更不許可通知書によって行う。

(軽微な変更の届出の様式)

第13条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第2項に規定する届出は、第13号様式による変更届出書により行わなければならない。

(変更の協議の申出)

第14条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する旧宅地造成等規制法第11条の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、第14号様式による変更協議申出書の正本及び副本に、旧省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

(第2項省略)

(公告の方法)

第15条 法第14条第5項(法第17条第3項及び法第22条第3項)において準用する場合を含む。)の規定による公告は、横浜市報に登載して行う。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができないときは、市役所及び市所属公署の掲示場に掲示して行うことができる。

(第2項省略)

(届出工事廃止の届出)

第16条 第5条の規定は、法第15条第1項又は第2項の規定により届出をした者が当該届出に係る工事を廃止しようとする場合について準用する。

(排水施設の位置)

第17条 政令第13条の規定に基づき設置すべき排水施設の位置は、原則として、次の各号に掲げるところによる。

(第1号から第5号まで省略)

(排水施設の構造)

第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。

(第1号から第6号まで省略)

(別表省略)

る。

(第2項省略)

(公告の方法)

第15条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第14条第5項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、横浜市報に登載して行う。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができないときは、市役所、区役所等の掲示場に掲示して行うことができる。

(第2項省略)

(届出工事廃止の届出)

第16条 第5条の規定は、旧宅地造成等規制法第15条第1項又は第2項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により届出をした者が当該届出に係る工事を廃止しようとする場合について準用する。

(排水施設の位置)

第17条 旧政令第13条の規定に基づき設置すべき排水施設の位置は、原則として、次の各号に掲げるところによる。

(第1号から第5号まで省略)

(排水施設の構造)

第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、旧政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。

(第1号から第6号まで省略)

(別表省略)

(旧)

第1号様式(第2条)

(表)

<p><u>第 号</u></p> <p><u>身 分 証 明 書</u></p> <p><u>職・氏名</u></p> <p><u>(年 月 日生)</u></p> <p><u>上記の者は、宅地造成等規制法に基づき次の目的のため、他人の占有する土地に立ち入る権限を持つものであることを証明します。</u></p> <p><u>1 測量又は調査を行うこと(法第4条第1項)。</u></p> <p><u>2 測量又は調査のための障害物の伐除又は土地の試掘等を行うこと(法第5条第1項)。</u></p> <p><u>3 工事の状況を検査すること(法第18条第1項)。</u></p> <p><u>年 月 日</u></p> <p><u>横浜市長</u> 印</p> <p><u>(有効期限 年 月 日)</u></p>
--

(A7)

(裏)

<p><u>注 意 事 項</u></p> <p><u>本証書は、表記の権限を行使する際は必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。</u></p>
--

(新)

第1号様式から第3号様式まで 削除

(旧)

第4号様式(第5条)

宅地造成に関する工事の廃止届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

造成主 住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電 話

横浜市宅地造成等規制法施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

1 許可番号及び 許可年月日	第 号	年	月	日
2 宅地の所在 及び番地				
3 廃止の理由				
4 廃止時の 工事状況				
※経 由	※受	付	欄	※処 理 欄

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 許可通知書を御持参ください。

(A4)

(新)

第4号様式(第5条)

宅地造成に関する工事の廃止届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

造成主 住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電 話

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

1 許可番号及び 許可年月日	第 号	年 月 日
2 宅地の所在 及び番地		
3 廃止の理由		
4 廃止時の 工事状況		
※経 由	※受 付 欄	※処 理 欄

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 許可通知書を御持参ください。

(A4)

(旧)

第5号様式(第6条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

宅地造成に関する工事の不許可通知書

住所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

横浜市長



年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事については、次の理由により不許可となりましたので、[宅地造成等規制法](#)第10条第2項の規定により通知します。

1 受付番号及び許可申請年月日	第 号 年 月 日
2 宅地の所在及び地番	
3 不許可の理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(新)

第5号様式(第6条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

宅地造成に関する工事の不許可通知書

住所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

横浜市長



年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事については、次の理由により不許可となりましたので、旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定により通知します。

1 受付番号及び許可申請年月日	第 号 年 月 日
2 宅地の所在及び地番	
3 不許可の理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(正)

宅地造成に関する工事の協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

宅地造成等規制法第11条の規定による協議を申し出ます。

1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	m ²				
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積				m ²	
	(2) 切土又は盛土の土量	切土				m ³
		盛土				m ³
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				cm	m	
	(5) ^{がけ} 崖面の保護の方法					
	(6) 工事中の危害防止のための措置					
	(7) その他の措置					
(8) 工事着手予定年月日	年 月 日 (協議成立の日から 日以内)					
(9) 工事完了予定年月日	年 月 日 (協議成立の日から 箇月以内)					
(10) 工程の概要						
7	その他必要な措置					
※	受付欄	※ 決裁欄			※ 協議成立番号欄	
					年 月 日 第 号	
					※照合済 年 月 日	
		※協議成立に当たって付けた条件			申出者印	

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。
 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

(新)

第6号様式(第7条第1項)

(正)

宅地造成に関する工事の協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

旧宅地造成等規制法第11条の規定による協議を申し出ます。

1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	m ²			
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	m ²			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	(5) ^{がけ} 崖面の保護の方法				
	(6) 工事中の危害防止のための措置				
	(7) その他の措置				
(8) 工事着手予定年月日	年 月 日 (協議成立の日から 日以内)				
(9) 工事完了予定年月日	年 月 日 (協議成立の日から 箇月以内)				
(10) 工程の概要					
7	その他必要な措置				
※	受付欄	※ 決裁欄			※ 協議成立番号欄
					年 月 日 第 号
					※照合済 年 月 日
		※協議成立に当たって付けた条件			申出者印

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。
 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

(A4)

(旧)

第6号様式の2(第8条)

宅地造成に関する工事の着手届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電 話

横浜市宅地造成等規制法施行細則第8条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	年	月 日
宅地の所在及び 地番	区	
工事施行者の住 所・氏名	電話	
着手予定年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日
現場管理者の住 所・氏名	電話	

(A4)

(新)

第6号様式の2(第8条)

宅地造成に関する工事の着手届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電 話

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則第8条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	年	月 日
宅地の所在及び 地番	区	
工事施行者の住 所・氏名	電話	
着手予定年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日
現場管理者の住 所・氏名	電話	

(A4)

(旧)

第7号様式(第9条第1項)

<u>宅地造成等規制法</u> による許可済 (横浜市許可第 号)	
許 可 事 項	
許 可 年 月 日	
造 成 主 住 所・氏 名	
工 事 施 行 者 住 所・氏 名	
工 事 場 所 の 所 在 及 び 地 番	
工 事 の 名 称 及 び 目 的	
切 土 ・ 盛 土 の 面 積	m ²
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設 計 者 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	

- (備考) 1 この標識は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しないような材料及び構造により作製すること。
- 2 標識の大きさは、縦80センチメートル以上、横90センチメートル以上、足の長さ80センチメートル以上とすること。

(新)

第7号様式(第9条第1項)

<u>旧宅地造成等規制法</u> による許可済 (横浜市許可第 号)	
許 可 事 項	
許 可 年 月 日	
造 成 主 住 所・氏 名	
工 事 施 行 者 住 所・氏 名	
工 事 場 所 の 所 在 及 び 地 番	
工 事 の 名 称 及 び 目 的	
切 土 ・ 盛 土 の 面 積	m ²
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設 計 者 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
<u>※ 「旧宅地造成等規制法」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」といいます。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含みます。）をいいます。</u>	

- (備考) 1 この標識は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しないような材料及び構造により作製すること。
- 2 標識の大きさは、縦80センチメートル以上、横90センチメートル以上、足の長さ80センチメートル以上とすること。

(旧)

第8号様式(第10条第1項)

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電 話

横浜市宅地造成等規制法施行細則第10条第1項の規定による検査を申請します。

工事の一部完了年月日	年 月 日	
許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	年 月 日	
工事をした土地の所在 及び地番	区	
工事をした宅地の面積	全 体 の 面 積	m ²
	今回完了した工 区名・面積	第 工区 m ²
工事施行者の住所・氏名		

(注意) 一部完了検査申請箇所図を添付してください。

(A4)

(新)

第8号様式(第10条第1項)

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電 話

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則第10条第1項の規定による検査を申請します。

工事の一部完了年月日	年 月 日	
許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	年 月 日	
工事をした土地の所在 及び地番	区	
工事をした宅地の面積	全 体 の 面 積	m ²
	今回完了した工 区名・面積	第 工区 m ²
工事施行者の住所・氏名		

(注意) 一部完了検査申請箇所図を添付してください。

(A4)

(旧)

第9号様式(第10条第3項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

宅地造成に関する工事の一部完了検査済証

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

横浜市長



次の宅地造成に係る工事は、検査の結果、宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明します。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在及び地番	
4 検査を受けた宅地 の面積	
5 造成主住所氏名	
6 工事一部完了検査 年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名	Ⓜ
工事一部完了検査済箇所図	

(A4)

(新)

第9号様式(第10条第3項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

宅地造成に関する工事の一部完了検査済証

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

横浜市長



次の宅地造成に係る工事は、検査の結果、旧宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明します。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在及び地番	
4 検査を受けた宅地 の面積	
5 造成主住所氏名	
6 工事一部完了検査 年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名	Ⓜ
工事一部完了検査済箇所図	

(A4)

(旧)

第11号様式(第11条第1項)

(表)

(正)

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。

1	造成主住所氏名						
2	設計者住所氏名						
3	工事施行者住所氏名						
4	宅地の所在及び地番						
5	宅地の面積	m ²					
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	m ²					
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	m ³				
		盛土	m ³				
	(3) 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長		
				m	m		
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長		
				cm	m		
(5) 崖面の保護の方法							
(6) 工事中の危害防止のための措置							
(7) その他の措置							
7	宅地造成の元許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号					
8	その他必要な事項						
※	受付欄	※	手数料欄	※ 決 裁 欄		※ 許可年月日及び許可番号欄	
						年 月 日 号	
						第 号	
				※ 許可に当たって付けた条件		※ 照合済 年 月 日	
				申請者印			

(A4)

(旧)

(副) 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 変 更 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事の計画の変更(受付番号第 規変 号)については、次の条件を付けて許可しましたので、 <u>宅地造成等規制法</u> 第12条第3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知します。				
	横浜市 指令第 規変 号 年 月 日 横浜市長 印				
1	許 可 条 件				
2	造 成 主 住 所 氏 名				
3	設 計 者 住 所 氏 名				
4	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
5	宅 地 の 所 在 及 び 地 番				
6	宅 地 の 面 積				m ²
7 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積				m ²
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土		m ³	
		盛 土		m ³	
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	(4) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				cm	m
(5) ^が 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
8	宅地造成の元許可年月日及び許可番号				年 月 日 第 号
9	そ の 他 必 要 な 事 項				

- (注意) 1 4欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
2 9欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(新)

第11号様式(第11条第1項)

(表)

(正)

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話

旧宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。

1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	m ²			
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	m ²			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	(3) 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				cm	m
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
7	宅地造成の元許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
8	その他必要な事項				
※ 受付欄	※ 手数料欄	※ 決 裁 欄			※ 許可年月日及び許可番号欄
					年 月 日 号
					第 号
		※ 許可に当たって付けた条件			※ 照合済 年 月 日
				申請者印	

(A4)

(新)

(副) 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 変 更 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事の計画の変更(受付番号第 規変 号)については、次の条件を付けて許可しましたので、 <u>旧宅地造成等規制法</u> 第12条第3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知します。				
	横浜市 指令第 規変 号 年 月 日 横浜市長 印				
1	許 可 条 件				
2	造 成 主 住 所 氏 名				
3	設 計 者 住 所 氏 名				
4	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
5	宅 地 の 所 在 及 び 地 番				
6	宅 地 の 面 積				m ²
7 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積				m ²
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土		m ³	
		盛 土		m ³	
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	(4) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				cm	m
(5) ^{がけ} 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
8	宅地造成の元許可年月日及び許可番号				年 月 日 第 号
9	そ の 他 必 要 な 事 項				

- (注意) 1 4欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
2 9欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(旧)

第12号様式(第12条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

宅地造成に関する工事の変更不許可通知書

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事(受付番号第

号)の施行については、次の理由により許可しませんので、宅地造成等規制

法第12条第3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知します。

1 受付番号及び変更許可申請年月日	第 号 年 月 日
2 宅地の所在及び地番	
3 不許可の理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(新)

第12号様式(第12条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

宅地造成に関する工事の変更不許可通知書

住 所
氏 名 様
〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事(受付番号第 号)の施行については、次の理由により許可しませんので、旧宅地造成等規
制法第12条第3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知します。

1 受付番号及び変更許可申請年月日	第 号 年 月 日
2 宅地の所在及び地番	
3 不許可の理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(旧)

第13号様式(第13条)

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話

宅地造成等規制法第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

〔許可協議成立〕 番 号	第 号	
〔許可協議成立〕 年 月 日	年 月 日	
宅 地 の 所 在 及 び 地 番		
変 更 に 係 る 事 項 1 造成主 2 設計者 3 工事施工者 } の住所及び氏名 4 工事の着手予定年月日 5 工事の完了予定年月日	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
※ 受 付 処 理 欄		

- (注意) 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
2 造成主の名義変更の場合の届出者は、旧造成主です。

(A4)

(新)

第13号様式(第13条)

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話

旧宅地造成等規制法第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

(許可協議成立) 番 号	第	号
(許可協議成立) 年 月 日	年	月 日
宅 地 の 所 在 及 び 地 番		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後
1 造成主 2 設計者 3 工事施工者 } の住所及び氏名 4 工事の着手予定年月日 5 工事の完了予定年月日		
変 更 の 理 由		
※ 受 付 処 理 欄		

(注意) 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
2 造成主の名義変更の場合の届出者は、旧造成主です。

(A4)

(旧)

第14号様式(第14条第1項)

(表)

(正)

宅地造成に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

宅地造成等規制法第12条第3項において準用する同法第11条の規定による変更の協議を申し出ます。

1 造成主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 宅地の所在及び地番					
5 宅地の面積		m ²			
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	m ²			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
7 その他必要な措置					
※ 受付欄	※ 決 裁 欄				※ 協議成立番号欄
					年 月 日 第 号
	※ 協議成立に当たって付けた条件				※ 照合済 年 月 日
					申出者印

(A4)

第14号様式(第14条第1項)

(新)

(表)

(正)

宅地造成に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する同法第11条の規定による変更の協議を申し出ます。

1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	m ²			
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	m ²			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
7	その他必要な措置				
※ 受付欄	※ 決 裁 欄				※ 協議成立番号欄
					年 月 日 第 号
	※ 協議成立に当たって付けた条件				※ 照合済 年 月 日
					申出者印

(A4)

(第1面)
開発事業計画書(新規・変更)

(提出先) 横浜市市長										年 月 日						
住所 提出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先)																
横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項、第15条第2項又は第20条第2項後段の規定により、次のとおり開発事業計画書を提出します。																
開発事業計画番号				第 開 計 号												
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番																
標 識 設 置 年 月 日				年 月 日												
開 発 事 業 区 域 の 面 積				m ²												
敷地の概要	区 域 区 分		市街化区域/市街化調整区域													
	用 途 地 域		地 域		高 度 地 区			地 区								
	指 定 建 ぺ い 率		%		都 市 計 画 施 設											
	指 定 容 積 率		%		そ の 他 の 地 域 地 区											
	宅 地 造 成 等 規 制 法		規制区域内・外		景 観 計 画 の 適 用			有 ・ 無								
地目別	区 分		宅地		農地		山林		官有地		その他		計			
	面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²			
	比 率		%		%		%		%		%		100%			
地域まちづくり計画				都市計画マスタープラン(地区プラン)												
				地区計画				地域まちづくりプラン								
				建築協定				地域まちづくりルール								
開 発 事 業 の 目 的																
開 発 事 業 の 種 類																
<input type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)																
土 地 利 用 区 分		宅地		道 路		公 園 等		排 水 施 設		貯 水 施 設		公 益 用 地		そ の 他		計
面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²
区域面積に対する比率		%		%		%		%		%		%		%		100%
条 例 で 必 要 な 空 地		道 路 状		歩 道 状		自 由 利 用				緑 化						
面 積		m ²		m ²		m ² (%)				m ² (%) ・ 本						
予 定 さ れ る 建 築 物 等																
概 要	用 途		住 戸 数				戸									
	敷 地 面 積		m ²		階		数		地上		階地下		階			
	* 建 築 面 積		m ²		* 建 ぺ い 率		%									
	* 延 べ 面 積 (車 庫 等)		m ² (m ²)		* 容 積 率		%									
	* 構 造				* 高 さ		m									
* 棟 数		棟		* 駐 車 台 数		台										
開発事業の工事着手予定年月日				年 月 日				開発事業の工事完了予定年月日				年 月 日				
※ 受 付 年 月 日				年 月 日				年 月 日								
備 考																

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
3 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
4 開発事業の種類①から⑤までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
(1) 位置図、(2) 現況図(地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。)、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。)、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図(宅地造成を行う場合に限り。)、(6) 建築物の立面図(予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限ります。)、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
5 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
6 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。

(新)

第3号様式(第7条)

(第1面)
開発事業計画書(新規・変更)

(提出先) 横浜市市長										年 月 日						
住所 提出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先)																
横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項、第15条第2項又は第20条第2項後段の規定により、次のとおり開発事業計画書を提出します。																
開発事業計画番号				第 開 計 号												
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番																
標 識 設 置 年 月 日				年 月 日												
開 発 事 業 区 域 の 面 積				m ²												
敷地の概要	区 域 区 分		市街化区域/市街化調整区域													
	用 途 地 域		地 域		高 度 地 区			地 区								
	指 定 建 ぺ い 率		%		都 市 計 画 施 設											
	指 定 容 積 率		%		そ の 他 の 地 域 地 区											
	宅地造成工事規制区域		内・外		景 観 計 画 の 適 用			有 ・ 無								
地目別	区 分		宅地		農地		山林		官有地		その他		計			
	面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²			
	比 率		%		%		%		%		%		100%			
地域まちづくり計画				都市計画マスタープラン(地区プラン)												
				地区計画				地域まちづくりプラン								
				建築協定				地域まちづくりルール								
開 発 事 業 の 目 的																
開 発 事 業 の 種 類																
<input type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)																
土 地 利 用 区 分		宅地		道 路		公 園 等		排 水 施 設		貯 水 施 設		公 益 用 地		そ の 他		計
面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²
区域面積に対する比率		%		%		%		%		%		%		%		100%
条 例 で 必 要 な 空 地		道 路 状		歩 道 状		自 由 利 用				緑 化						
面 積		m ²		m ²		m ² (%)				m ² (%) ・ 本						
予 定 さ れ る 建 築 物 等																
概 要	用 途						住 戸 数		戸							
	敷 地 面 積		m ²				階		数							
	* 建 築 面 積		m ²				* 建 ぺ い 率		%							
	* 延 べ 面 積 (車 庫 等)		m ² (m ²)				* 容 積 率		%							
	* 構 造						* 高 さ		m							
* 棟 数		棟				* 駐 車 台 数		台								
開発事業の工事着手予定年月日				年 月 日				開発事業の工事完了予定年月日				年 月 日				
※ 受 付 年 月 日				年 月 日				年 月 日				年 月 日				
備 考																

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
3 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
4 開発事業の種類①から⑤までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
(1) 位置図、(2) 現況図(地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。)、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。)、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図(宅地造成を行う場合に限り。)、(6) 建築物の立面図(予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限ります。)、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
5 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
6 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。

第7号様式(第13条)

(第2面)

開発事業計画の概要

開発事業計画番号		第 開計 号						
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番								
標 識 設 置 年 月 日		年 月 日						
開 発 事 業 区 域 の 面 積		m ²						
敷地 の 概 要	区 域 区 分	市街化区域/市街化調整区域						
	用 途 地 域	地域	高 度 地 区	地区				
	指 定 建 ぺ い 率	%	都 市 計 画 施 設					
	指 定 容 積 率	%	そ の 他 の 地 域 地 区					
	<u>宅 地 造 成 等 規 制 法</u>	<u>規制区域 内・外</u>	景 観 計 画 の 適 用			有 ・ 無		
地 目 別	区 分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比 率	%	%	%	%	%	100%	
開 発 事 業 の 目 的								
開 発 事 業 の 種 類		<input type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)						
土 地 利 用 区 分	宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益用地	その他	計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
区域面積に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	100%
条 例 で 必 要 な 空 地	道路状	歩道状	自由利用			緑化		
面 積	m ²	m ²	m ² (%)			m ² (%)・本		
予定される建築物等								
概 要	用 途				住 戸 数	戸		
	敷 地 面 積	m ²			階 数	地上 階地下 階		
	* 建 築 面 積	m ²			* 建 ぺ い 率	%		
	* 延 べ 面 積 (車庫等)	m ² (m ²)			* 容 積 率	%		
	* 構 造				* 高 さ	m		
	* 棟 数	棟			* 駐 車 台 数	台		
開発事業の工事着手予定年月日		年 月 日			開発事業の工事完了予定年月日		年 月 日	

(注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

(新)

第7号様式(第13条)

(第2面)

開発事業計画の概要

開発事業計画番号		第 開計 号						
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番								
標 識 設 置 年 月 日		年 月 日						
開 発 事 業 区 域 の 面 積		m ²						
敷地 の 概 要	区 域 区 分	市街化区域/市街化調整区域						
	用 途 地 域	地域	高 度 地 区	地区				
	指 定 建 ぺ い 率	%	都 市 計 画 施 設					
	指 定 容 積 率	%	そ の 他 の 地 域 地 区					
	<u>宅地造成工事規制区域</u>	<u>内・外</u>		景 観 計 画 の 適 用			有 ・ 無	
地 目 別	区 分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比 率	%	%	%	%	%	100%	
開 発 事 業 の 目 的								
開 発 事 業 の 種 類		<input type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)						
土 地 利 用 区 分	宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益用地	その他	計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
区域面積に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	100%
条 例 で 必 要 な 空 地	道路状	歩道状	自由利用			緑化		
面 積	m ²	m ²	m ² (%)			m ² (%)・本		
予定される建築物等								
概 要	用 途				住 戸 数	戸		
	敷 地 面 積	m ²			階	地上 階地下 階		
	* 建 築 面 積	m ²			* 建 ぺ い 率	%		
	* 延 べ 面 積 (車庫等)	m ² (m ²)			* 容 積 率	%		
	* 構 造				* 高 さ	m		
	* 棟 数	棟			* 駐 車 台 数	台		
開発事業の工事着手予定年月日		年 月 日			開発事業の工事完了予定年月日		年 月 日	

(注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

第8号様式(第20条)

(第2面)

開発事業計画の概要

開発事業計画番号		第 開 計 号						
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番								
標 識 修 正 年 月 日		年 月 日						
開 発 事 業 区 域 の 面 積		m ²						
敷地 の 概 要	区 域 区 分	市街化区域/市街化調整区域						
	用 途 地 域	地 域	高 度 地 区	地 区				
	指 定 建 ぺ い 率	%	都 市 計 画 施 設					
	指 定 容 積 率	%	そ の 他 の 地 域 地 区					
	<u>宅 地 造 成 等 規 制 法</u>	<u>規制区域 内・外</u>	景 観 計 画 の 適 用			有 ・ 無		
地 目 別	区 分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比 率	%	%	%	%	%	100%	
開 発 事 業 の 目 的								
開 発 事 業 の 種 類		<input type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)						
土 地 利 用 区 分	宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益用地	その他	計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
区域面積に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	100%
条 例 で 必 要 な 空 地	道路状	歩道状	自由利用			緑化		
面 積	m ²	m ²	m ² (%)			m ² (%)・本		
予定される建築物等								
概 要	用 途				住 戸 数	戸		
	敷 地 面 積	m ²			階 数	地上 階地下 階		
	* 建 築 面 積	m ²			* 建 ぺ い 率	%		
	* 延 べ 面 積 (車庫等)	m ² (m ²)			* 容 積 率	%		
	* 構 造				* 高 さ	m		
	* 棟 数	棟			* 駐 車 台 数	台		
開発事業の工事着手予定年月日		年 月 日			開発事業の工事完了予定年月日		年 月 日	

(注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

(新)

第8号様式(第20条)

(第2面)

開発事業計画の概要

開発事業計画番号		第 開 計 号						
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番								
標 識 修 正 年 月 日		年 月 日						
開 発 事 業 区 域 の 面 積		m ²						
敷地 の 概 要	区 域 区 分	市街化区域/市街化調整区域						
	用 途 地 域	地 域	高 度 地 区	地 区				
	指 定 建 ぺ い 率	%	都 市 計 画 施 設					
	指 定 容 積 率	%	そ の 他 の 地 域 地 区					
	<u>宅地造成工事規制区域</u>	<u>内・外</u>	景 観 計 画 の 適 用			有 ・ 無		
地 目 別	区 分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比 率	%	%	%	%	%	100%	
開 発 事 業 の 目 的								
開 発 事 業 の 種 類		<input type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上のもの) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)						
土 地 利 用 区 分	宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益用地	その他	計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
区域面積に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	100%
条 例 で 必 要 な 空 地	道路状	歩道状	自由利用			緑化		
面 積	m ²	m ²	m ² (%)			m ² (%)・本		
予定される建築物等								
概 要	用 途				住 戸 数	戸		
	敷 地 面 積	m ²			階 数	地上 階地下 階		
	* 建 築 面 積	m ²			* 建 ぺ い 率	%		
	* 延 べ 面 積 (車 庫 等)	m ² (m ²)			* 容 積 率	%		
	* 構 造				* 高 さ	m		
	* 棟 数	棟			* 駐 車 台 数	台		
開発事業の工事着手予定年月日		年 月 日			開発事業の工事完了予定年月日		年 月 日	

(注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成17年9月横浜市規則第113号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築等の行為）</p> <p>第13条 条例第11条第5項の規則で定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更</p> <p>（以下省略）</p>	<p>（建築等の行為）</p> <p>第13条 条例第11条第5項の規則で定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更</p> <p>（以下省略）</p>

現行	改正後（案）
<p>（手数料支払機を使用して収納する手数料）</p> <p>第2条 次に掲げる手数料は、手数料支払機を使用して収納することができる。</p> <p>(1) 建築局において収納する次に掲げる手数料 （アからタまで省略）</p> <p>チ <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成に関する工事の許可申請及び変更許可申請に関する手数料</p> <p>（ツ、テ及び第2号省略） （以下省略）</p>	<p>（手数料支払機を使用して収納する手数料）</p> <p>第2条 次に掲げる手数料は、手数料支払機を使用して収納することができる。</p> <p>(1) 建築局において収納する次に掲げる手数料 （アからタまで省略）</p> <p>チ <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成に関する工事の許可申請及び変更許可申請に関する手数料</p> <p>（ツ、テ及び第2号省略） （以下省略）</p>